

国内経済要録

◇「昭和52年度の公債の発行の特例に関する法律」

昭和52年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため本年2月3日に国会に上程された「昭和52年度の公債の発行の特例に関する法律」は5月25日に成立、28日に公布、施行された。同法の内容は次のとおり。

- (1) 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和52年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
- (2) 上記の公債の発行は、昭和53年5月31日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和52年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)の議決を経ようとするときは、(1)の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) (1)により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第5条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

◇貿易外取引に係る為替管理の簡素化

大蔵省および通商産業省は5月13日、貿易外取引およびこれに伴う支払に係る為替管理手続について簡素化を図るため、当面貿易外取引に関する省令の改正を行うほか、関係政省令の手直しを順次行う旨発表した。

今回の措置の概要は次のとおり。

1. 一般の貿易外經常取引およびこれに伴う支払について許可・承認を要しない限度を3,000ドルに引上げる(従来は1,000ドル)。

また、医療費、学費の送金など経常的支払は、金額の限度なしに、支払の真实性を証し、外国為替公認銀行(以下「為銀」という)の承認限りで送金できる(従来は支払の目的が限定され、一定の証ひょう書類を提出した上で為銀の承認が必要)。
2. 渡航外貨は、3,000ドル以下については自由、3,000ドルを超えるものについては為銀の承認のみで買入れることができる(従来は、3,000ドル以下については為銀の承認、3,000ドルを超えるものについては日本銀行の許可が必要)。
3. 渉外運輸、保険、興行等の役務に関する取引につい

ては、役務契約は極めて例外的な場合を除き自由とし、支払については為銀の承認のみで行える(従来は一定の場合に日本銀行の許可が必要)。

4. 非居住者が外貨を本邦において為銀に売却して取得した本邦通貨を出国時に再交換することについては、持込んだ外貨の範囲内での再交換に限らず、出国時に保有する本邦通貨を対価として、3,000ドルまでは自由に、また3,000ドルを超える場合であっても為銀の確認を受けるのみで買入れることができる(従来は持込んだ外貨の範囲内で、1,000ドルまでは自由、1,000ドルを超える場合には為銀の確認が必要)。

5. 貿易関係貿易外取引に関する為替管理の簡素化。

(1) 運送、用船、保管および検査

役務契約については原則として自由、支払については為銀の承認で行える(従来は、取引内容に応じて、通商産業大臣の役務契約の許可、通商産業大臣の支払等の許可および為銀による支払の承認が必要)。

(2) 代理および仲介

- イ. 輸入契約に係る代理手数料等について為銀の承認のみで支払うことができる範囲を、貨物代金の100分の10まで拡大する(従来は3,000ドル相当額以内)。
- ロ. 標準外決済方法による支払についても為銀の承認のみで行える(従来は通商産業大臣の契約の許可が必要)。

(3) 調整金および損害賠償金

- イ. 為替変動に伴う調整金の支払を為銀の承認のみで行える(従来は通商産業大臣の許可が必要)。
- ロ. 調整金および損害賠償金について為銀の承認のみで支払うことのできる範囲を、それぞれ10万ドル以内まで拡大する(従来は、調整金については1万ドル以内、損害賠償金については5万ドル以内)。
- ハ. 標準外決済方法による支払は為銀の承認のみで行える(従来は通商産業大臣の許可が必要)。

(4) ボンド発行

損害保険会社によるいわゆるボンド発行(入札保証、契約履行保証等)を自由化する(従来は通商産業大臣の許可が必要)。

(5) その他

標準外決済方法による支払の受領を一部の取引分野を除き自由化する(従来は通商産業大臣の許可が必要)。

6. 商社等に対しては、貿易外經常取引等について交互計算勘定を設け一定時期にその貸借記勘定残高の送金決済を行うことが認められているが、その送金決済についての金額制限撤廃等の簡素化を大蔵省、通商産業

省両省協同の上で、進める。

7. 貿易手続の簡素化

輸入承認を必要としない輸入自由品の金額限度を1,000ドル相当額から3,000ドル相当額に引上げる等の措置を実施する。

8. 以上のような措置に加え、今後も為替管理および貿易手続の簡素化について、引続き検討を行う。

◇外貨債務等に対する準備率の設定

日本銀行は、外貨預金等および非居住者自由円債務の残高に対する準備預金制度の準備率を次のように設定し、6月1日から実施することとした。なお、外貨預金等にかかる準備預金の保有は本邦通貨によるものとした。

(単位：%)

外貨預金等の残高についての準備率	0.25
非居住者自由円債務の残高についての準備率	0.25

◇外国為替公認銀行に対する諸規制の緩和

大蔵省および日本銀行は、最近における国際収支の動向ならびに外国為替公認銀行(以下「為銀」という)の外貨資金運用調達状況等にかんがみ、為替管理自由化の一環として、為銀に対する直接的な諸規制の緩和を図ることとし、5月27日、次の事項を関係諸銀行に伝達した。

(1) 円転換規制から直物持高規制への移行

従来の円転換規制が為銀のポジション操作、コスト面でかなりの負担となっていることにかんがみ、また、円為替取引の円滑化にも資する趣旨から、同規制を段階的に直物持高規制へ移行することとし、差当たり次の措置を講ずる。

イ. 本支店自由円のうち各行別に指示された額について買持強制をしない扱いとする(6月1日実施)。

ロ. 外国銀行在日支店の円転換わくを増額する(6月8日実施)。

(注) 従来の円転換規制関係通達の改正により、円転換わくは直物売持限度と呼ばれることとなった。

(2) 中長期現地貸規制方式の改訂

本邦為銀の中長期現地貸については、7月1日以降の1年間、わく規制によることなく、中長期資金の調達額を基準として新規貸付を認めることとする(従来は、残高ピーク時からの落込みの範囲内で、各行の対外短期債務残高の減少に応じて漸次貸付目途額が増加する方式がとられてきた)。

なお、円建て中長期現地貸については、引続き原則

として自由とする。

(3) 短期現地貸規制の撤廃

本邦為銀の短期現地貸に対する大蔵省および日本銀行の指導は、5月27日以降撤廃する。

◇資本取引に係る為替管理の簡素化

大蔵省は6月1日、先の貿易外取引およびこれに伴う支払に係る為替管理手続の簡素化措置(5月13日発表)に引続き、資本取引に係る為替管理についても、関係政省令を整備し、その簡素化を行う旨発表した。

今回の措置の概要は次のとおり。

(1) 非居住者預金勘定(いわゆる5条円勘定)は廃止する。これに伴い、取得後一定期間内の非居住者の円払証券の処分代金等は、自由円勘定への預入または海外への送金ができる(従来は、5条円勘定への預入のみが認められていた)。ただし、現先売買については、従来通り認めない。

(2) 居住者による短期外貨証券の取得に対する規制は廃止する(従来は、48年11月以降外国為替公認銀行等を除き認められていなかった)。

(3) 居住者外貨預金勘定の残高に対する規制は廃止する(従来は、48年10～12月の平均残高または2万ドルを超えてはならないとされていた)。また、証券会社、保険会社、運輸会社に認められている海外における外貨預金勘定の預入期間および残高に対する規制は廃止する。

(4) 居住者が自己のために使用しない海外不動産の取得については、日本銀行の自動許可の対象とする(従来は、自動許可の対象ではなかった)。

(5) 外資系企業の従業員持株制度による外国株式取得については、各外資系企業毎に包括許可を与える(従来は、大蔵大臣の個別許可が必要)。

(6) 企業の合併、株式配当による場合等外国へ向けた新たな支払の生じない外貨証券の取得については、自由とする(従来は、大蔵大臣または日本銀行の許可が必要)。

(7) 外国投資家が間接投資としてわが国の証券を取得する場合には、原則として日本銀行の自動的な許認可とし、債券等の取得についても、株式の取得の場合と同じく事後申請方式を適用する。

(8) 以上の措置のほか、許認可申請書類の様式の簡略化等、資本取引に係る手続の簡素化を行う。

◇郵便貯金等の利率の引下げ

政府は郵政審議会の議を経て5月14日、郵便貯金法施

行令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引下げ、いずれも5月21日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引下げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

イ. 引下げの内容

通常郵便貯金 年3.36%(0.48%引下げ)

定額郵便貯金

払戻しまでの預入期間

6か月以上1年未満 年4.25%(0.75%引下げ)

1年以上1年6か月未満 年4.75%(〃)

1年6か月以上2年未満

年 5.5%(〃)

2年以上3年未満

年5.75%(1.0%引下げ)

3年以上 年 6.0%(〃)

定期郵便貯金(預入期間1年)(注1) 年5.75%(〃)

積立郵便貯金 年 4.2%(0.36%引下げ)

住宅積立郵便貯金

据置期間

3年 年5.52%(0.72%引下げ)

4年 年5.76%(〃)

5年 年 6.0%(〃)

ロ. 据置期間内または預入期間内における払戻しの場合の利率

定額郵便貯金 年 3.0%(0.25%引下げ)

定期郵便貯金(注2)

払戻しまでの預入期間

6か月未満 年 2.0%(0.5%引下げ)

6か月以上 年4.25%(0.75%引下げ)

積立郵便貯金 年 3.0%(0.24%引下げ)

住宅積立郵便貯金

積立期間

1年未満 年3.24%(0.72%引下げ)

1年以上2年未満 年3.48%(〃)

2年以上3年未満 年3.72%(〃)

3年以上4年未満 年3.96%(〃)

4年以上 年 4.2%(〃)

(注1)、(注2) 昭和52年5月21日から同年12月31日までの間に、(6)の預金者により総額100万円を超えない範囲で預入される定期郵便貯金に限り、現行利率に据置。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率の引下げ(同施行令第4条関係)

担保とする郵便貯金

定額郵便貯金

預入から弁済までの期間

6か月未満 年3.25%(0.25%引下げ)

6か月以上1年未満 年 4.5%(0.75%引下げ)

1年以上1年6か月未満 年 5.0%(〃)

1年6か月以上2年未満

年5.75%(〃)

2年以上3年未満

年 6.0%(1.0%引下げ)

3年以上 年6.25%(〃)

定期郵便貯金(注) 年 6.0%(〃)

積立郵便貯金 年 4.5%(0.5%引下げ)

(注) (1)の(注1)、(注2)の定期郵便貯金を担保として貸付ける場合は、現行利率に据置。

(3) 現行利率に据置く定期郵便貯金の預金者の範囲

次に掲げる年金等の受給者を対象とする。ただし、民間金融機関において昭和52年5月16日以降に利率6.75%の一年ものの定期預金または定期貯金の預入をしている者を除く。

イ. 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金または準母子福祉年金

ロ. 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和48年法律第92号)附則第21条に基づく老齢特別給付金

ハ. 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当

ニ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当または福祉手当

ホ. 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和43年法律第53号)に基づく特別手当、健康管理手当または保健手当

◇住宅ローン金利(既往貸付分)の引下げ

都市銀行および地方銀行は、新規貸付分住宅ローン金利の引下げ(4月27日発表)に引続き、既往貸付分住宅ローン金利についても、次のように引下げる旨発表した(都市銀行は5月26日発表、地方銀行は5月27日発表)。

(1) 引下げ幅

イ. 約定金利年8.7%以上の場合 年0.3%

ロ. 約定金利年8.4%を超え、年8.7%未満の場合 約定金利と年8.4%との差

(2) 8月1日以降返済分から実施する。

(3) 引下げの方法

イ. 約定金利は変更せず、利息の一部を免除する。

ロ. 引下げ後の返済額は、残存元本につき最終期限を不変とし、(1)による引下げ後の金利で再計算した元利均等額とする。

◇資金運用部の預託金金利等の引下げ

大蔵省では、資金運用部の預託金金利および融通利率の引下げを、また郵政省では、簡易保険・郵便年金積立金の融通利率の引下げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て次のように決定し、6月1日より実施することにした(資金運用部預託金金利および融通利率については5月20日決定、簡易保険・郵便年金積立金融通利率については5月27日決定)。

(1) 資金運用部

(単位・年%)

	変更後	変更前
預託金金利(注1) 期間7年以上のもの	6.75	7.5
融通利率(注2)	6.75	7.5
	7.5	8.3

(注1) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利子が付されている。今回の引下げは、この特別利子の改訂(変更前年1.5%、変更後年0.75%)によるもの。

(注2) 昭和51年3月25日の資金運用審議会決定(「昭和51年度以降の資金運用部資金の融通条件について」)における特定土地改良工事特別会計に係る貸付利率のただし書については、従前のとおり。

(2) 簡易保険・郵便年金

(単位・年%)

	変更後	変更前
地方公共団体に対する貸付利率	6.75	7.5
国鉄、住宅公団等に対する貸付利率	7.5	8.3
その他の特別会計、機関等に対する貸付利率	6.75	7.5

◇消費者ローン金利の引下げ

都市銀行各々は、消費者ローン金利を次のように引下げる旨発表した(発表日は銀行により区々——提携ローン方式については5月13日以降、カード・ローン方式については5月20日以降)。

提携ローン方式金利については準備が整い次第、カード・ローン方式金利については6月より、それぞれ実施

する。

都市銀行提携ローン方式消費者ローン金利

(単位・年%)

貸出期間	変更後	変更前	下げ幅
6 か 月	10.25	11.0	0.75
12 か 月	11.0	11.75	0.75
18 か 月	11.0	12.0	1.0
20 か 月	11.0	12.0	1.0
24 か 月	11.25	12.0	0.75

都市銀行カード・ローン方式消費者ローン金利

(単位・年%)

貸出期間	変更後	変更前	下げ幅
12か月以内	10.2	11.1	0.9
24か月以内	10.5	11.4	0.9
60か月以内	10.8	11.7	0.9

◇「昭和51年分所得税の特別減税のための臨時措置法」

昭和51年分の所得税について、1年限りの特例措置として特別減税を行うため必要な事項を定めた「昭和51年分所得税の特別減税のための臨時措置法」は、5月2日に成立し、5月4日に公布、6月1日より施行された。

同法の主な内容は次のとおり。

- (1) 特別減税の対象となる「昭和51年分所得税」は、居住者に係る昭和51年分の所得税または非居住者に係る昭和51年分の総合課税に係る所得税で、利子・配当所得の源泉分離課税、割引債の償還差益の源泉分離課税、住宅貯蓄控除相当額の徴収に係る税額、利子・配当所得についての源泉分離税額との差額の追徴に係る税額および附帯税を含まないものとする。
- (2) 居住者または非居住者は、この法律により、昭和51年分所得税につき、特別減税を受けることができる。
- (3) 特別減税額は次の合計額とする。ただし、その金額がその者の昭和51年分所得税額を超える場合には、当該所得税額相当額とする。

- イ. 本人 6,000円
ロ. 控除対象配偶者または扶養親族 一人につき 3,000円

(注) 「昭和51年分所得税額」とは、同年分所得税につき、所得税法または租税特別措置法の規定により所得控除税率および税額控除を適用して算出した所得税の額。

- (4) 昭和52年6月1日以前に、昭和51年分所得税について

て、確定申告書を提出し、または更正若しくは決定を受けた居住者は、納税地の所轄税務署長に対し特別減税額の還付を請求することにより、同税額の還付を受けることができる。上記居住者が基準日在職者(昭和52年6月1日の在職者でかつ昭和51年分の主たる給与等の支払を受けた者)の場合は、申告税額対応減税額に限り、当該還付を受けることができる。

(注) 「申告税額対応減税額」とは、基準日在職者が昭和51年分所得税について確定申告書を提出した場合等において、特別減税額から給与に係る特別減税額を控除した金額。

- (5) 昭和52年6月2日以後に昭和51年分所得税の確定申告書を提出する居住者は、当該申告書に特別減税額その他必要事項を併せ記載することにより、特別減税を受けることができる。
- (6) 非居住者の総合課税に係る昭和51年分所得税の特別減税については、居住者と同様とする。
- (7) 基準日在職者は、原則として昭和52年6月または7月に、主たる給与の支払者より、給与等に係る特別減税額の還付を受けることができる。基準日在職者は、昭和52年6月1日以前に昭和51年分所得税につき確定申告書を提出し、または更正を受けたこと等により、給与に係る特別減税が減少することになった等の場合には、税務署長の通知により、主たる給与支払者から、当該通知に基づき計算した給与に係る特別減税額の還付を受ける。
- (8) 昭和52年6月2日以後に、昭和51年分所得税に関し更正または決定をする場合には、特別減税額を控除する。

◇「地方交付税法の一部を改正する法律」

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の特例措置等を定めた「地方交付税法の一部を改正する法律」は、5月13日に成立し、翌14日に公布、施行された。

同法の主な内容は次のとおり。

- (1) 昭和52年度分の地方交付税の総額について、現行法定額に次の措置による額を加算する。
 - イ. 臨時地方特例交付金1,557億円を一般会計から交付税および譲与税配付金特別会計に繰入れること。
 - ロ. 9,400億円を交付税および譲与税配付金特別会計において借入れること。
- (2) 後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、昭和55年度から昭和62年度までの各年度において、総額4,225億円の臨時地方特例交付金を一般会計から交付税および譲与税配付金特別会計に繰入れる。
- (3) (1)のロにより交付税および譲与税配付金特別会計に

において借入れた借入金を償還することに伴い、昭和55年度から昭和62年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要額を減額した額に、(2)による臨時地方特例交付金の額を加算した額とする。

- (4) 基準財政需要額の算定方法を次のように改正する。
 - イ. 社会福祉施策等の水準の向上に要する経費の財源を措置する。
 - ロ. 教育水準の向上に要する経費の増額を図る。
 - ハ. 住民生活に直結する公共施設の計画的な整備に要する経費の財源を措置する。
 - ニ. 過密・過疎対策、公害対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実する。
 - ホ. 広域市町村圏内における基幹生活用道路の整備を引続き推進するための措置を講ずる。
 - ヘ. 財政政策債の発行の取りやめに伴い、包括算入に係る投資的経費を復元する。
 - ト. 「財源対策債償還費」を設け、昭和51年度財源対策債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。
 - チ. その他各種の制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定する。
- (5) 道府県民税および市町村税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入する。

◇「社債発行限度暫定措置法」

社債の発行わくを、当分の間、従来との2倍に拡大することができるとする「社債発行限度暫定措置法」は5月24日に成立、27日に公布、施行された。同法の主な内容は次のとおり。

- (1) 社債は、担保付社債、転換社債および外国において募集する社債に限り、当分の間、商法第297条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、資本および準備金の総額または最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の2倍を超えてはならない。
- (2) 証券取引法の一部を改正する法律附則第4項の規定は、(1)により商法第297条の規定による制限を超えて募集する担保付社債については、適用しない。
- (3) この法律の規定は、他の法律の規定により商法第297条の規定による制限を超えて社債を募集することができる会社が募集する社債については、適用しない。
- (4) 会社が(1)のただし書の規定に違反して社債を募集したときは、商法第498条第1項に掲げる者は、30万円以下の過料に処する。